

平成20年4月から

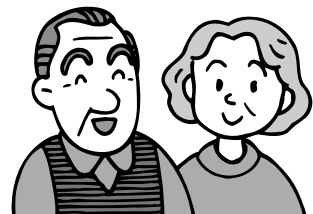
■住民課国保年金係【☎028(677)6038】

後期高齢者医療制度が始まります

現在、75歳以上の人(一定の障害のある人は65歳以上)は、国民健康保険や社会保険に加入しながら老人保健制度で医療機関にかかっています。しかし、平成20年4月からは現在加入している保険を離脱し、新しい「後期高齢者医療制度」で医療機関にかかるようになります。

75歳以上のすべての人が加入する保険です

75歳以上(一定の障害のある65歳以上の人も含む)の皆さんは、平成20年4月からそれまで加入していた医療保険(国民健康保険、社会保険、共済組合など)から離脱し、だれもが「後期高齢者医療制度」の対象者となります。



一人ひとりが保険料を納めることとなります

この制度では、対象者1人ひとりが保険料を納めることになり、その納付先は後期高齢者医療広域連合に統一されます。保険料率は、栃木県内在住の人は、原則として同じ率になる予定です。具体的な保険料率は、現在、栃木県後期高齢者医療広域連合で検討中です。

また一定以下の所得の人は、世帯の所得水準に応じて軽減されます。子どもと同居するなどにより、社会保険の被扶養者として、保険料を負担してこなかった人は、被保険者になった月から2年間軽減されます。

保険料は原則として年金から天引きされます

後期高齢者医療制度では、原則として保険料は年金から天引きとなります。ただし、年間の年金受給額が18万円以下などの人は、納付書で納めていただくことになります。このような保険料の納付に関する事務は、町が行います。

医療費の窓口負担は今までと変わりません

これまでの老人医療保健制度では、原則としてかかった医療費の1割を負担していました(現役所得並みの所得のある人は3割負担)。平成20年4月からは「後期高齢者医療制度」の対象となりますが、窓口負担の割合はこれまでと変わりません。

後期高齢者医療広域連合が制度を運営します

この制度は、都道府県ごとに設立された「後期高齢者医療広域連合」によって運営されます。栃木県でも、県内すべての市町が加入して運営されます。広域連合では、保険料率の決定や資格の認定などを行います。



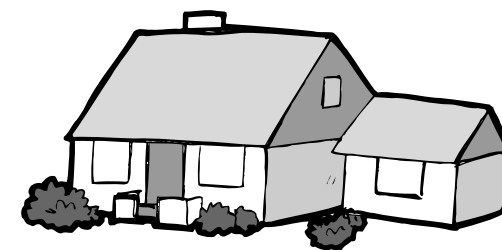
家屋現況調査
調査期間
【全棟調査】

平成19年8月20日から
平成20年1月21日まで

町では、課税の公平・公正・適正化を図るため、町内の全家屋について現況調査を実施すること(新築家屋の家屋調査とは異なる)になりました。

つきましては、次のとおり調査を実施(場合により、敷地内に立ち入る場合あり)しますので、ご理解・ご協力よろしくをお願いします。

家屋の現況調査にご協力ください



■ 税務課賦課係【☎028(677)6035】

建物に対する固定資産税は、固定資産課税台帳に登録されている建物に課税されます。町では次のような状況をなくし、課税の公平・適正化を図るため、台帳および図面を整備していきます。

- 建物を取り壊し、現存しないのに課税台帳に登録がある。
- 現存しているが、課税台帳に登録されていない。
- 現存し課税台帳に登録もされていないが、構造などが現況と一致しない。
- 課税台帳に登録されている建物が、劣化などにより、課税客体として要件に該当しない。
- 課税される建物ではなかつ

■ 課税される建物の要件

次あげる要件を全て満たしている建物となります。

- ① 土地に対して定着性がある(基礎などが敷設されている建物)
- ② 屋根および周壁またはこれに類するものを有し、独立して雨風をしのぎうる外壁から遮断された一定の空間を有していること(基本的に3方以上が壁で囲まれ、屋根があるもの)。
- ③ 目的とする居住、作業、貯蔵などの用に供しうる状態にあるもの。

たが、改築などにより、課税客体としての要件に該当してしまつた。

【調査の内容方法】

- 外観調査・聞き取り調査(建物内部の調査なし)
- 課税台帳の登録事項確認(所在地、種類、構造、面積)

【調査期間】

平成19年8月20日から
平成20年1月21日まで

【調査委託業者】

アクリテック(株)
小山市大字外城81の9
【☎02805(24)3933】



この腕章を付けた調査員が伺います。